

## 新宿区介護保険サービス事業者等における事故発生時の報告取扱要領

平成16年4月1日15新福高介第1867号部長決定

改正 平成30年4月1日30新福介給第35号

### (目的)

第1条 この要領は、居宅サービス等に係る人員、設備、運営その他の適切なサービスを行うために必要な事項に関し、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく省令等で定める基準（以下「指定基準」という。）及び「東京都における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（23福保高介第203号）の規定により、事故が発生した場合における必要な措置としての報告に関し必要な事項を定め、事故の速やかな対応及び事故の再発防止に資することを目的とする。

### (報告)

第2条 指定居宅サービス事業者（基準該当居宅サービス事業者を含む。）、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者（基準該当居宅介護支援事業者を含む。）、指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、指定介護医療院、指定介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者（基準該当介護予防サービス事業者を含む。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者（基準該当介護予防支援事業者を含む。）、（以下「サービス事業者等」という。）がそれぞれ行う居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援（以下「介護保険サービス」という。）並びに宿泊サービスの提供中における事故又は介護保険サービスや宿泊サービスの提供に影響を及ぼす事故が発生した場合は、新宿区（以下「区」という。）に第4条に掲げる事項を報告するものとする。

2 前項の報告は、事故に関係する者が区の被保険者である場合又は事故に関係するサービス事業者等の所在地が区にある場合に行うものとする。

### (事故の範囲)

第3条 報告すべき事故の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険サービスや宿泊サービス（送迎、通院等を含む。）の提供中に生じた利用者の怪我又は死亡事故（転倒若しくは転落に伴う骨折若しくは出血、火傷、誤嚥、異食又は薬の誤与薬等により医療機関において治療（施設内における医療処置を含む。）をしたもの若しくは入院したものをいう。ただし、軽易な擦過傷又は打撲を除く。）
- (2) 集団で生活又は利用する介護保険事業所で発生した感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、指定感染症及び新感染症をいう。）、食中毒、結核又は疥癬で、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日老発第0222001号厚生労働省老健局等連名通知）4に該当する場合
- (3) 利用者の処遇に影響のある従業員の法令違反又は不祥事等
- (4) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により介護保険サービスや宿泊サービスの提供に影響する重大な事故
- (5) 前各号のほか区が報告を求める事故

2 前項各号に掲げる事故は、サービス事業者等の過失の有無を問わず、利用者又は第三者の過失によるものを含む。

(報告事項)

第4条 報告事項は、次のとおりとする。

- (1) 報告日
- (2) サービス事業者等の名称、所在地、管理者名、電話番号、サービス種別及び報告書記載者
- (3) 事故に関係する利用者の氏名、住所、電話番号、年齢、性別、被保険者番号及び要介護度
- (4) 事故発生日時、場所、事故の範囲、事故の概要及びサービス事業者等の具体的な対応状況
- (5) 受診した医療機関名、入院の有無、診断名、病状及び治療の概要
- (6) 事故に関係する利用者の家族への連絡状況等
- (7) 事故の原因及び再発防止への具体的な取組
- (8) その他報告に必要な事項

(報告の手順)

第5条 サービス事業者等が行う報告の手順は、次のとおりとする。

- (1) 事故発生後速やかに、事故に関係する利用者の家族に前条各号（第6号及び第7号を除く。）に掲げる事項を伝達する。
- (2) 前条各号（第7号を除く。）に掲げる事項を記載した新宿区介護保険サービス事業者等における事故発生報告書（様式）を区に提出する。この場合において、緊急性が高い場合には、第一報を電話で行い、その後速やかに報告書を提出するものとする。
- (3) 事故に関係する利用者が居宅サービスを利用している場合は、当該利用者と契約している居宅介護支援事業所にも同様の報告書を提出する。
- (4) 事故対応が長期化する場合又は第一報の内容に変更が生じた場合は、適宜途中経過を事故に関係する利用者の家族及び区に報告する。
- (5) 事故対応後、第2号の報告書に前条第7号について記載を追加したものを遅滞なく区に提出する。

(報告書の提出先)

第6条 報告書の提出先は、新宿区福祉部介護保険課とする。

(区の対応)

第7条 区は、報告書の提出（第5条第2号の規定による電話での報告を含む。）を受けたときは、事故に係る状況を把握するとともに、必要に応じて当該サービス事業者等へ助言を行う。

2 区は、サービス事業者等が指定基準に違反している事項があると認めるときは、東京都と連携して指導を行う。ただし、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者が指定基準に違反している事項があると認めるときは、直接指導を行う。

3 区は、事故に関係する利用者が区以外の被保険者であっても、必要に応じて関係保険者との連携を図る。

- 4 重大な事故については、必要に応じて、東京都、東京都国民健康保険団体連合会又は他の区市町村と連携を図るものとする。
- 5 区は、事故に係る利用者又はその家族から当該事故に関する苦情の申立てがあった場合には、必要な助言を行うとともに、事業者との調整を図る。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。